



熊本県公報

第12380号

平成26年12月26日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○三角港臨港地区の指定	(港湾課) 1
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 2
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	(水産振興課) 8
○産業廃棄物処理施設設置許可の取消し	(廃棄物対策課) 9
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 9
○保安林の指定に関する予定	(//) 10
○保安林の指定に関する予定	(//) 10
○河川の公用廃止	(河川課) 10
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨	(くらしの安全推進課) 11
○道路の供用開始	(道路保全課) 11
○道路の供用開始	(//) 11
○道路の供用開始	(//) 11
○熊本県庁舎で使用する電気の調達に係る入札の参加資格	(管財課) 12
公 告	
○土地改良区役員の就任	(農村計画課) 12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 13
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課) 13
○農用地利用配分計画の認可	(//) 13
○特定調達契約による一般競争入札の落札者の決定	(管理調達課) 14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 14
○熊本県庁舎で使用する電気の調達に係る入札の実施	(管財課) 14
○土地区画整理組合理事の住所及び氏名	(都市計画課) 18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 19
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 19
○平成26年工業統計調査調査員証の失効	(統計調査課) 19
訓 令	
○熊本県路木ダム操作規程	(河川課) 19
登 載 依 頼	
○熊本県職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 21
○環境影響評価書の作成	(有限会社天草産業廃棄物処理工業) 22
正 誤	
○平成26年3月18日熊本県告示第224号(道路の供用開始)中	(道路保全課) 22
○平成25年4月9日熊本県告示第450号(熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正する要領)中	(子ども未来課) 23

告 示

熊本県告示第1204号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定により次の区域を三角港の臨港地区として定める予定であるので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域の案を縦覧場所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 臨港地区の区域の案

宇城市三角町三角浦の一部
 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
 熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局維持管理調整課
 及び宇城市土木部都市整備課

熊本県告示第1205号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
 平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団三森会三森循環器科・呼吸器科病院	山鹿市大橋通1204番地	平成26年12月17日から 平成29年12月16日まで

熊本県告示第1206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 木原川1（342-1-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 木原川4（342-1-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 木原川3（342-1-004）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 木原川8（342-1-005）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 永宮川（342-1-006）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 平原川4 (342-1-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 平原川5 (342-1-008)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 平原川2 (342-1-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 平原川3 (342-1-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 平原川6 (342-1-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 山辺田川 (342-1-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 2 木原川6 (342-2-001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原、城南町阿高
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 木原川9 (342-3-001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 木原川5 (342-3-002)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原、城南町阿高
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 木原川7 (342-3-003)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原、城南町阿高
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 木原川10 (342-1001)
(1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
(2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 平原1 (342-1-001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 木原1 (平原6) (342-1-002)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 平原2-1 (342-1-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 平原2-2 (342-1-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 平原2-3 (342-1-003-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 木原2 (342-1-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 居屋敷 (342-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 南田尻-1 (342-2-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町南田尻
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 25 南田尻-2（342-2-001-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町南田尻
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 26 平原3（342-2-002）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 27 平原4（342-2-003）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 28 平原5（342-2-004）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町平原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 29 木原3（342-2-005）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 30 木原5-1（342-2-007-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 木原5-2 (342-2-007-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 木原6 (342-2-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 木原7 (342-2-009)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 木原8 (342-2-010)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 平原7 (342-3-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市南区富合町木原、平原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 木原7-1 (342-3-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 木原7-2(342-3-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原、平原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 木原8(木原9)(342-3-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市南区富合町木原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1207号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成26年熊本県告示第669号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産物は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
 - (2) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にともなっている資源や資源水準が悪化している資源も見られる。本県海域においても、海面漁業生産量が低水準や減少傾向にあるものが見られ、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。
 - (3) このような保たれ、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。型漁業の推進等、この種々の保存管理措置を講じてきたが、従来から漁業の管理、資源管理型資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られてきた。地先の資源を主体として、今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条の基本計画をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。
 - (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じることとする。第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
 - (5) 漁獲可能量については、基本計画により熊本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 - (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
 - (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制(法第13条の協定制度をいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について熊本県に定められた期間及び数量に関する事項
 - (1) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の管理対象期間及び知事管理量は、次のと

- おりである。
- 【まあじ】
平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】
平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】
平成26年7月から平成27年6月まで 若干
- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】
平成27年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】
平成27年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】
平成27年7月から平成28年6月まで
- ※上記さば類の管理量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化をさらに進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第1208号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の3第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置の許可を次のとおり取り消した。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 取り消した産業廃棄物処理施設設置の許可

(1) 被処分者

住所 大分県日田市大字友田3237番地

名称 有限会社B・J

代表取締役 梅村 房男

(2) 許可の内容

許可番号 みなし許可

許可の年月日 みなし許可

2 許可取消年月日

平成26年12月26日

3 理由

有限会社B・Jは、平成26年12月1日に大分地方裁判所日田支部から破産手続の開始の決定を受けた。このことにより法第7条第5項第4号イに規定する破産者となり、法第14条第5項第2号イに該当するに至ったため、法第15条の3第1項第1号に該当する。

熊本県告示第1209号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 球磨郡山江村大字万江丙字水無114番115から11

4番118まで、114番120

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水無114番116・114番117・114番120（以上3筆について次

の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1210号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 天草市本町本字樋下8354番、8355番、8357番、8359番2、8417番、8418番
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樋下8355番・8417番・8418番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1211号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 菊池市龍門字井手ノ上2135番、2136番、2138番、2146番1、2146番2、2149番、2151番、2153番、2154番、2156番、字虎口2214番、2215番、2216番1、2217番
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1212号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
一級河川菊池川水系合志川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成26年12月26日
- 3 廃川敷地の位置
菊池市泗水町豊水字出口4083番1地先
- 4 廃川敷地の面積

104.17平方メートル

熊本県告示第1213号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成26年12月18日次のように推奨したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
推奨映画	バイマックス（ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン） バンクーバーの朝日（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字松岡 1495番1地先から 葦北郡津奈木町大字岩城字上原 1613番1地先まで	375.0	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成26年12月26日

熊本県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町御所字尾畑 1959番1地先から 同所 1998番1地先まで	220.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年12月26日

熊本県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字 砥石 1270番1地先から 上益城郡甲佐町大字上早川字 尾ノ上 1241番1地先まで	101.5	防交 (仮橋・ 仮設道 路)

2 供用を開始する期日 平成26年12月26日

熊本県告示第1217号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁舎で使用する電気
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成27年1月22日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第694号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	横田 光男	山鹿市鹿本町御宇田2101番地

熊本県公告第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字建山1909番74
1,761.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号 日本生命博多駅前ビル2階
積和不動産九州株式会社

熊本県公告第696号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市滑石字西牟田44番他489筆
柴尾 善博	阿蘇市内牧	玉名市岱明町野口字藪下1873番1他2筆
高本 昌一	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下632番他2筆
倉野尾 知弘	玉名市岱明町山下	玉名市岱明町高道字割付47番他4筆
田上 澄知	玉名市岱明町山下	玉名市岱明町山下字寺ノ下812番他1筆
中門 セツ子	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町野口字深田1201番
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町浜田字長保2830番8他1筆
田中 正通	玉名市大浜町	玉名市大浜町字安甲尻3166番1他1筆
坂本 實芳	玉名市大浜町	玉名市大浜町字開ノ内1207番55他3筆
株式会社F U J I I	山鹿市藤井	山鹿市藤井字柿の木町847番他8筆
小川 憲一	山鹿市鹿本町小嶋	山鹿市鹿本町小嶋字廻り町147番他8筆
中島 修一	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊崎249番他4筆

- 2 認可年月日
平成26年12月19日

熊本県公告第697号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

西田 憲之	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字免戸町903番 他8筆
吉田 陽明	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字前田35番他3 筆

2 認可年月日
平成26年12月19日

熊本県公告第698号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
CA貯蔵庫 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成26年12月4日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
フジプラント株式会社
青森県弘前市大字高田2-5-1
- 5 落札金額に係る契約金額
37,260,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,760,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年10月24日

熊本県公告第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1618番8
573.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志字除ノ上1619番地の3
社会福祉法人西合志中央保育園

熊本県公告第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目3935番1の一部及び同3935番3
1,241.04平方メートル（全体面積：2,192.55平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目5番8号
荒木 克之

熊本県公告第701号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達物品名

- (2) 熊本県庁舎で使用する電気
 予定数量
 10,532,000キロワット時
 - (3) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
 - (4) 調達物品の内容
 4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
 - (5) 調達期間(供給期間)
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (6) 供給場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁舎
 - (7) 契約の種類
 単価契約
 - (8) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額
 入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (10) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
 - (11) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容の変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
 公告の日から平成27年1月22日(木)午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
 - (4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.617キログラム以下であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係

- る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
 - (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類
 - ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類
 - (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間

公告の日から平成27年1月30日（金）午後5時まで
 - (4) 提出先

1(3)に掲げる入札・契約担当部局
 - (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年1月30日（金）午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月16日（月）午後5時まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年2月16日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成27年2月17日（火）午前10時
 - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局管財課（熊本県庁行政棟本館2階）
 - (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年2月16日（月）（必着）までに1(3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札

の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札

- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(3)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing

- Electricity about 10,532,000 kWh(kilowatt-hour) to be used in Main and New Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for tender:
Date: February 17, 2015, 10:00 a.m.
Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第702号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により益城台地西土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

氏名	住所
西田一郎	上益城郡益城町広崎1380番地
村上秀幸	熊本市東区桜木四丁目6番15号
山田重義	熊本市中央区大江一丁目28番21号
榊田敬三	熊本市東区沼山津一丁目24番29号
西田誠一	上益城郡益城町広崎1330番地2
森田芳光	上益城郡益城町広崎1108番地2
米満猛男	熊本市東区沼山津三丁目4番30号
園川重幸	熊本市中央区出水七丁目3番16号
株式会社 愛住宅 代表取締役社長 前田年哉	熊本市中央区帯山三丁目19番3号

熊本県公告第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字壺町田13番4
243.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区上代八丁目20番3号 ソレジオヴィラB202
下村 友亮
下村 久子

熊本県公告第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1666番3、同1667番、同1668番11
264.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島1888番地 クラールライツ303
平居 正樹

熊本県公告第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2361番2
995.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字井寺967番地
有限会社ムライ自動車

熊本県公告第706号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（第2工区）
上益城郡益城町大字広崎字松山峠1445番15の一部、同1445番28の一部
1,751.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町広崎1445番地15
医療法人社団広崎会

熊本県公告第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本3710番2
414.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下南部二丁目10番26号
村上 光

熊本県公告第708号

次の熊本県統計調査員証は、平成26年12月17日に効力を失った。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査員証の区分	発給番号
平成26年工業統計調査調査員証	第441-1号

訓 令

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県路木ダム操作規程を次のように定める。
平成26年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県路木ダム操作規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第6条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第7条－第9条）
- 第4章 洪水調節等（第10条－第14条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第15条－第20条）
- 第6章 計測、点検、整備等（第21条－第23条）

第7章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、路木ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒26立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高81.5メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高91.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高81.5メートルから標高91.5メートルまでの容量116万立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高65.2メートルから標高81.5メートルまでの容量92万立方メートルのうち、最大32万立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）

第9条 水道用水の供給は、標高65.2メートルから標高81.5メートルまでの容量92万立方メートルのうち最大60万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第10条 天草広域本部天草地域振興局土木部長（以下「部長」という。）は、ダムにおいて洪水が予想されるときは、知事が別に定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第11条 部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 熊本県土木部河川港湾局河川課その他知事が別に定める関係機関への連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

（洪水調節等）

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、貯水池の水位が常時満水位を越える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、貯水池の水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第15条 部長は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場場合に限りダムによって貯留された流水の放流を行うことができる。

- (1) 第21条の規定によりダム本体、貯水池その他ダムに係る施設（以下「ダム本体等」という。）の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で知事が別に定めるとき。

2 前項の規定により放流する流水の放流量の限度は、毎秒1.54立方メートルとする。

（放流の原則）

第16条 部長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第17条 部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表の左欄に掲げる地点及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)
 第18条 部長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、路木ダム地点において毎秒0.0532立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)
 第19条 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)
 第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、知事が別に定める。

第6章 計測、点検、整備等
 (計測、点検及び整備)
 第21条 部長は、知事が別に定めるところにより、ダム本体等を常に良好に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)
 第22条 部長は、知事が別に定めるところにより、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)
 第23条 部長は、ゲート等を操作し、第21条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則
 第24条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則
 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

別表(第17条関係)

地 点	期 間	水 量
路木ダム地点	6月15日から6月21日まで	毎秒0.079立方メートル
	6月22日から9月24日まで	毎秒0.075立方メートル
	9月25日から6月14日まで	毎秒0.052立方メートル
大河内橋地点	6月15日から6月21日まで	毎秒0.134立方メートル
	6月22日から9月24日まで	毎秒0.127立方メートル
	9月25日から6月14日まで	毎秒0.061立方メートル
不動堰地点	通年	毎秒0.067立方メートル

登載依頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成26年12月26日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第25号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の任用に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第26条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

第30条中「第6号」を「第7号」に改める。

第36条第1項第4号を第6号とし、第3号を次のように改める。

(3) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第14条に規定する特別休暇のうち、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表6の項又は表7の項で定める場合における休暇を取得する職員の業務を処理するため、臨時的に任用された者をもって補充しようとする職

第36条第1項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された者をもって補充しようとする職

(5) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された者をもって補充しようとする職

第37条第1項第5号中「第6号」の次に「及び第7号」を加える。

附 則
この規則は、平成27年1月1日から施行する。

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第21条第2項の規定に基づき、産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業に関する環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年12月26日

有限会社天草産業廃棄物処理工業 代表取締役 吉田 康一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 有限会社天草産業廃棄物処理工業
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 吉田 康一
 - (3) 主たる事務所の所在地 熊本県天草市栢宇土町7番地1
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業
 - (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張
 - (3) 規模 拡張面積6,624平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県天草市栢宇土町鶴道1-1ほか
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県天草市栢宇土町の一部及びその周辺（対象事業実施区域周辺）
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 有限会社天草産業廃棄物処理工業（熊本県天草市栢宇土町7番地1）
 - イ 天草市役所（2階 市民環境課）
 - ウ 天草保健所（衛生環境課）
 - エ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
 - オ 栢宇土地区コミュニティセンター（熊本県天草市栢宇土町1711）
 - カ 長野自治公民館（熊本県天草市栢宇土町325の3）
 - (2) 期間 平成26年12月26日（金）から平成27年1月26日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。ただし、有限会社天草産業廃棄物処理工業は、土曜日可。）
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市栢宇土町7番地1
有限会社天草産業廃棄物処理工業
電話 0969-23-1838

正 誤

平成26年3月18日熊本県告示第224号（道路の供用開始）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正誤	1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等	
19	正	坂本人吉線	八代市坂本町鮎婦ほ字屋園 188番地先から 同所 198番2地先まで
		芦北坂本線	八代市坂本町川嶽字平 251番1地先から 八代市坂本町川嶽字平字堂ノ窪

			242番地先まで
誤	坂本人吉線	八代市坂本町鮎帰ほ字屋園	188番地先から
		同所	198番2地先まで
		八代市坂本町川嶽字平	251番1地先から
		八代市坂本町川嶽字平字堂ノ窪	242番地先まで

平成25年4月9日熊本県告示第450号（熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正する要領）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	25	保育所保育指針	保育園保育指針